

## 第2章 国際化の基本的な考え方と目標

### 1 国際化の基本的な考え方

「世界文化自由都市宣言」では、全世界のひとびとが人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちに自由に集い、交流を行う都市を、都市の理想像として掲げました。

国内外からより多くの人々がまちに集い、自由に交流し、様々な文化に触れることで、市民や来訪者はその価値を理解し、より心豊かな暮らしを送ることができるようになります。また、そうしたまちの前提条件となる、様々な国籍、民族、文化的背景を持った人が、暮らしやすく、活躍できる社会は、誰にとっても暮らしやすく、心豊かな生活ができる社会であるということが言えます。

京都は、これまでの長い歴史の中で、国内外から多様な文化を積極的に受け入れることにより、独自の豊かな文化を築きあげてきました。世界と広く交わり、多様な文化を受け入れ続けてこそ、更に新しい魅力を創造し、将来にわたって「世界の中の京都」として発展を続けることが可能となります。

さらに、長い歴史の中で培われてきた豊かな文化に加えて、環境分野での先進的な取組などの京都の持つ新しい魅力も評価される中、それらを積極的に世界の都市や人々に伝え、相互理解を深め、知識や経験を分かち合うことで、宗教・民族間の紛争や環境問題など、地球規模での問題の解決に向けて前進していくことができます。

こうした「**市民や来訪者がより心豊かに暮らせる社会の実現**」や、「**世界の中の京都としての発展**」、「**平和で持続可能な世界の実現に向けた貢献**」を目的として、京都らしさをいかし、国際化を推進します。

## 2 国際化の目標

国際化の基本的な考え方に基づき、京都市が目指す国際的なまちの姿として、次の3つの目標を定めます。

それぞれの目標は相互に連携し合う不可分のものであるため、その実現に向けては全ての目標を考慮に入れた効果的な施策を展開します。

### (1) 世界がときめくまち・京都

#### ～世界の人々をひきよせる「おもてなし」のまち・京都の 魅力の向上と発信～

1200年の歴史を持つ京都は、その長い歴史の中で、歴史的建造物や多くの芸術品、伝統的な町並みなどの有形の財産のみならず、伝統文化や学問、宗教、芸術あるいは京都の生活の知恵ともいえる環境に優しい生活様式等、豊かな文化を育み、蓄積してきた、独自の魅力を持つ、世界に類を見ないまちです。

また、「京都議定書」誕生の地として、環境分野で先進的な取組を行うまちです。

更に、伝統産業から先端産業に至るまで、幅広い産業が発達するとともに、産学公連携といった異分野が協力し合いながら新しい価値を創造する、魅力あふれる知性が集う、学術研究と産業のまちでもあります。

こうした京都ならではの魅力をいかして、国際観光都市、歴史都市・文化芸術都市、環境先進都市、国際ビジネス拠点、国際学術都市など、新旧両面の多彩な魅力にあふれるまちを目指します。

そのために、市民一人一人が京都の魅力を理解し、「おもてなし」をキーワードに京都らしさをいかした受入環境の整備に努め、京都の魅力を世界に向けて積極的に発信していきます。

## (2) 世界とつながるまち・京都

### ～市民主体の国際交流・国際協力の推進～

京都市は、パリ市、ボストン市をはじめとする9つの都市と「姉妹都市提携」\*を締結するとともに、大韓民国・晋州市をはじめとする5つの都市と「パートナーシティ提携」\*を締結しており、世界の多くの都市と幅広い交流を行っています。

また近年、社会状況・国際状況の変化とともに、青少年交流や経済交流、技術交流など、より一層幅広い国際交流、国際協力の取組を進めています。

このように京都市は、友好交流都市（姉妹都市、パートナーシティ）をはじめとする世界の都市との国際交流・協力が市民レベルで定着し、活発に行われるまちを目指します。

また京都市は、友好交流都市だけでなく世界の平和と発展に貢献するため、平成6年(1994年)に「世界歴史都市連盟」を設立し、会長都市を務める一方、平成17年(2005年)には「気候変動に関する世界市長・首長協議会」を設立し、世界の自治体リーダー間のネットワークの強化を推進しています。

このように、京都市は世界の自治体の中でも先駆的に国際交流・協力を行う役割を果たすまちであり続けることを目指します。

そのためには、留学生が活躍するまちづくりを進めるとともに、外国の文化を知り、理解し、尊重し、信頼関係を構築できる国際感覚を持った人づくりを推進する必要があります。特に次世代を担う青少年については、国際的視野を広め、相互理解を深める機会を積極的に提供し、国際感覚を培い続けることが出来るような取組を推進します。



イスタンブール市（トルコ共和国）との  
パートナーシティ提携の締結

\* 姉妹都市提携：☞資料編 2(78ページ)参照

\* パートナーシティ提携：包括的な交流を行う姉妹都市とは異なり、民間レベルでの交流を主体とし、「文化・芸術」、「学術・教育」、「経済」などの特定分野での交流を行おうとする都市間交流。☞資料編 2(79ページ)参照

### (3) 多文化が息づくまち・京都

～外国籍市民\*をはじめとするすべての人々が暮らしやすく、  
活躍できるまちづくりの推進～

現在、京都市には約140の国や地域からの、およそ4万人を超える外国籍の人が暮らししています。

その中には、日本の植民地支配の結果生じた様々な事情によって日本に住むこととなった方とその子孫である在日韓国・朝鮮人や、大学などに通う留学生や研究者、就労・研修のために来日した人々等、多様な外国籍の人々が暮らししています。

また、それらの人々に加え、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚により生まれた子ども、さらには中国帰国者\*など、多様な文化的背景を持つ人もたくさん暮らししています。

京都市は、外国籍の人だけでなく、多様な文化的背景を持つ人を含めた、全ての人々が暮らしやすいまちを目指します。

そのためには、まず外国籍市民をはじめとする全ての人々が、市民生活のあらゆる面で安心して暮らせるよう、国際人権規約\*をはじめ、人種差別撤廃条約\*、児童の権利条約\*など外国人の人権に関する国際条約の精神を市の施策にいかし、市民としての権利が尊重される、差別のない人権尊重の環境づくりを進めるとともに、それぞれの人々の抱える課題に応じた必要な支援を行っていきます。その際、特に出身国や言語において少数者である人々は、支援を受けにくい場合が多く、そうした状況も考慮に入れた施策を行っていきます。さらに、市民一人一人が、外国籍市民の人々等を同じ地域に住む住民としてそれらの人々の文化や慣習などを理解し、学び合う地域づくりを進めます。

---

\* 外国籍市民：本市に居住する外国籍の人々を「外国籍市民」とする。

\* 中国帰国者：1945年（昭和20年）に第2次世界大戦が終結した後も帰国できず、中国に残された日本人で、日中国交正常化後に帰国した者

\* 国際人権規約：人権と基本的自由の尊重の推進を掲げる条約で、昭和41年（1966年）に国連総会で採択され、昭和51年（1976年）に発効した。世界人権宣言の内容を基礎としてこれを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。社会権を内容とするA規約と自由権等を扱うB規約から構成される。

\* 人種差別撤廃条約：人種差別の撤廃を掲げる条約で昭和40年（1965年）に国連総会で採択され、昭和44年（1969年）に発効した。人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。

\* 児童の権利条約：子どもの人権を包括的に規定した条約で、平成元年（1989年）に国連総会で採択され、平成2年（1990年）に発効した。国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍（ふえん）し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものである。

また、多様な国籍、文化的背景を持った外国籍市民の多くは、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動、市政への参加など、地域での様々な活動に参加する意欲を持っています。こうした市民が存分に知識や能力をいかして地域社会で活躍することで、あらゆる市民がより豊かな生活を送れるまちを目指します。

なお、外国籍市民に加え、日本国籍取得者や日本人との国際結婚による子ども、さらには中国帰国者など、日本国籍を持っていても多様な文化的背景を持つ人々も含めて「外国籍市民等」と表記することとしています。